

○総務省令第百九号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月一日

総務大臣 武田 良太

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(業務規程の記載事項)</p> <p>第五十一条の七 法第百二条の十七第五項において準用する法第三十九条の五第一項の総務省令で定める法第百二条の十七第二項第一号から第三号までに掲げる業務(以下この条において「照会相談業務等」という。)の実施に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>「一〇六 略」</p>	<p>(業務規程の記載事項)</p> <p>第五十一条の七 法第百二条の十七第五項において準用する法第三十九条の五第一項の総務省令で定める法第百二条の十七第二項第一号及び第二号に掲げる業務(以下この条において「照会相談業務等」という。)の実施に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>「一〇六 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

(準備行為)

2 電波法の一部を改正する法律（令和二年法律第二十三号）による改正後の電波法（以下この項において「新法」という。）第百二条の十七第五項において準用する新法第三十九条の五第一項前段の規定による認可を受けようとする者は、この省令の施行の日前においても、照会相談業務等（この省令による改正後の電波法施行規則第五十一条の七に規定する照会相談業務等をいう。）の実施に関する事項について業務規程を定めることができる。